

障第1254号  
令和3年8月25日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部長

### 「緊急事態措置区域の指定を受けて」について

本県は8月20日以降、「まん延防止等重点措置区域」に適用され、15市町で飲食店等に対する営業時間短縮などの対策を講じているところです。

こうした中、現在の感染状況、これに伴う医療のひっ迫状況から、8月27日から9月12日までの間、全市町村を対象とした「緊急事態措置区域」に適用されることが決定されました。

これを受け、対策を一段と強化するため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり「緊急事態措置区域の指定を受けて」を決定したところです。

県内の障害福祉サービス事業所等におかれでは、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止の取組み徹底の継続をお願いします。

#### 記

##### 1 人との接触機会を極力減らす取組みの徹底について

すべての関係職員等に対し、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、密回避、体調不良の場合は行動ストップ）の徹底と、緊急事態措置に基づき県民の皆様にお願いしている別添の取組みの徹底をお願いします。

##### 2 事業所・施設での感染防止対策の一段の強化について

現在、高齢福祉サービス事業所・施設において、職員・利用者の感染が急増しており、ワクチンを接種済でも感染する事例も発生するとともに、職員・利用者を含めたクラスターも発生しております。

各事業所・施設においては、緊急事態であることを踏まえ、以下に留意して感染防止対策の一段の強化をお願いします。

- ・入浴介助の場合を含めたマスク着用の徹底など、標準予防策の再徹底
- ・少しでも体調不良がある場合の職員の出勤停止の再徹底
- ・職員の手指衛生の再徹底
- ・施設内共用部分の消毒方法の再確認（アルコールは噴霧せず、浸したクロスで拭く）

- ・エアロゾル感染予防のための施設内の換気の再徹底
- ・利用者に感染の疑いがある場合には個人防護具を使用して対応 など

### 3 動画を使った事業所・施設内研修の実施について

上記2で記載した感染防止対策について、これまでの県での施設指導に基づいた感染症対策専門家の方による最新の動画が作成されています。

各事業所・施設におかれでは、以下の動画を使った事業所・施設内研修の実施をお願いします。

#### 【研修用動画概要】

「現場からのFAQ～岐阜県における施設訪問実地指導・支援における被支援側からのFAQと回答～」

URL : [https://www.youtube.com/watch?v=\\_7IKndd-cEM&list=PLU\\_dEM\\_9NVr1UXcXtERsE2gJ5qEX50HZT&index=3](https://www.youtube.com/watch?v=_7IKndd-cEM&list=PLU_dEM_9NVr1UXcXtERsE2gJ5qEX50HZT&index=3)

講師：(一社) ぎふ総合健診センター所長・岐阜大学名誉教授 村上啓雄氏

内容：県では感染が発生した入所施設に対し、感染症対策専門家による感染対策指導を行っておりますが、そうした指導の際の質疑や主な指導内容についてわかりやすくまとめられています。(約20分)

資料：県高齢福祉課ホームページ掲載

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>)

#### [添付資料]

- ・「緊急事態措置区域の指定を受けて」(令和3年8月25日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
T E L	058-272-1111	内線 2686	
F A X	058-278-2643		